

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	スターティアホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者 本郷 秀之
【住所又は本店所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和4年1月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジアクエスト株式会社
証券コード	4261
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 マザーズ

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	スターティアホールディングス株式会社
住所又は本店所在地	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号
事務上の連絡先及び担当者名	スターティアホールディングス株式会社 取締役 兼 グループ執行役員 植松 崇夫
電話番号	03(5339)2109

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和3年12月27日
訂正箇所	令和4年1月11日に提出した書類に関して、以下の通り訂正いたします。 (7)【保有株券等の取得資金】 【取得資金の内訳】 上記(Y)の内訳 普通株式について 「平成30年12月14日付2,300株取得。」を削除 新株予約権付社債について 「平成30年12月14日付で新株予約権付社債として300株を取得。」を削除

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	110,351
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	普通株式について 平成30年12月14日付2,300株取得。 令和3年8月26日に株式分割(普通株式1株につき100株)により、普通株式227,700株を無償取得。 令和3年12月27日に新規上場に伴う売り出しにより普通株式150,000株を処分。 新株予約権付社債について 平成30年12月14日付で新株予約権付社債として300株を取得。 令和3年8月26日に株式分割(普通株式1株につき100株)により、29,700株を無償取得。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	110,351

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	110,351
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	<p>普通株式について 令和3年8月26日に株式分割(普通株式1株につき100株)により、普通株式227,700株を無償取得。 令和3年12月27日に新規上場に伴う売り出しにより普通株式150,000株を処分。</p> <p>新株予約権付社債について 令和3年8月26日に株式分割(普通株式1株につき100株)により、29,700株を無償取得。</p>
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	110,351